

中国地方知事会 緊急アピール

「第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保について」

安倍内閣では、「地方の活力なくして国の活力なし」との方針の下、地方分権改革の推進を最重要課題の一つとして位置付けている。

昨年12月8日には「地方分権改革推進法」が成立し、本年4月からは「地方分権改革推進委員会」において、議論が本格化するなど、第二期地方分権改革に向けた動きが加速しているところである。

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって、地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠であり、国におかれては、我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識され、途半ばにある地方分権改革について、次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、強く要請するものである。

1 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し、基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的、自立的な行財政運営を行えるよう、地方分権改革推進法に定める基本理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国と地方の役割分担の見直しに沿った、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小及び国庫補助負担金の削減などを積極的に進めるとともに、あわせて、関係する国の地方支分部局等の整理を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

その際、国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国からの権限移譲や関与を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に行うべきであり、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

3 地方税財源の充実強化

依然として、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を是正するため、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が担うべき事務と責任に見合った税財源配分に向けて、基幹税である消費税などにより、国から地方へ税源を移譲し、国税と地方税の割合を5対5とすること。

その大前提として、かえって地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性の少ない地方税体系とした上で、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化し、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

なお、「ふるさと納税制度」については、具体的な仕組みを検討した上で、適切に導入すること。

4 地方交付税の総額確保

地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

したがって、国の財政再建のために、地方交付税を削減すべきではなく平成20年度の予算編成に当たっては、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないように地方交付税総額を確実に確保すること。

平成19年5月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成